

# 議案参考資料

[令和7年第2回定例会(6月)]

[担当課(室)係]

人材育成課 人事給与担当  
選挙管理委員会事務局 選挙担当

## 議案名

議案第 61 号 特別職の非常勤職員の報酬費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

## 趣旨・目的

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部が改正されたことに伴い、投票立会人等の報酬の額を、同法第 14 条に規定する費用弁償額に準じた額に改めようとするものです。

## 概要

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第 14 条の規定に準じ、投票立会人等の報酬の額を下表のとおり改めます。

区分	報酬の額		増額額
	現行	改正後	
選挙長 (1回につき)	10,800 円	12,200 円	+1,400 円
選挙立会人 (1回につき)	8,900 円	10,100 円	+1,200 円
投票管理者 (1回につき)	12,800 円	14,500 円	+1,700 円
期日前投票管理者 (1回につき)	11,300 円	12,800 円	+1,500 円
投票立会人 (1回につき)	10,900 円	12,400 円	+1,500 円
期日前投票立会人 (1回につき)	9,600 円	10,900 円	+1,300 円
開票管理者 (1回につき)	10,800 円	12,200 円	+1,400 円
開票立会人 (1回につき)	8,900 円	10,100 円	+1,200 円

(施行期日：公布の日)

## 背景・経過

投票立会人等の報酬の額については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第 14 条に規定する費用弁償額に準じており、最近における物価の変動等を考慮し、同法の一部が改正されたことに伴い、投票立会人等の費用弁償額が増額されました。